

感謝状の下付を受けるには

本宗寺院の檀信徒で下記の項目に該当する方々に対し、当該寺院住職の申請により感謝状を下付しております。

- (1) 徳行顕著な行いがあると認められたとき。
- (2) 寺院の護持運営に特に功労があると認められたとき。
- (3) 公益事業その他公共の福祉について、功労があると認められたとき。
- (4) 慈善扶助の徳行があると認められたとき。
- (5) 檀信徒総代等、長年その任に就き、功労があると認められる方が退任したとき。

注意事項

- (1) この感謝状は、本宗寺院の檀信徒に対して下付されるものです。
- (2) 原則として下付希望日の3ヵ月前には申請してください。
- (3) 追贈する場合は、できるだけ速やかに申請してください。
- (4) ○○工務店などの業者には、下付されません。

添付書類

特別な理由がない限り不要です。

冥加料

感謝状1枚につき10,000円

* 感謝状に合わせて専用額の購入を希望される場合は、別途代金が必要です。

専用額1面11,000円

(いずれも振込料金別途)

様式番号	42	申請書名	感謝状下付申請書
------	----	------	----------

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105